

占使用許可工作物改良の事務手続について（お知らせ）

平素は当組合の港湾運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、当組合では、港内での工事・作業時に必要な各種申請・届出等に関して事務手続の見直しを行い、水域、港湾施設及び海岸保全区域における工作物の改良に係る申請等を下記のとおり変更します。

なお、平成14年11月15日付港第123号の通知は廃止します。

記

1 工作物の改良について

(1) 工作物の改良とは

工作物の改良とは、占使用者が工作物の設置許可等を受けて設置した工作物に対し、工作物の改修あるいは機能を向上することにより、占使用面積、工作物の数量及び形状を変更することをいいます。したがって、次の維持補修等は工作物の改良に該当しないため原則として申請の必要はありません。

(2) 維持補修等とは

維持補修等とは、上記改良に該当しない工事で、工作物を原状に復する行為をいいます。

《維持補修等の例》

- ・ローディングアーム点検・整備・改良・維持補修等
- ・工作物の塗装、歩廊・防舷材の補修・交換、鋼管杭の補修・防食工事
- ・許可工作物上での配管・ケーブルの布設・撤去
- ・取水口の清掃、整備
- ・施設の通常管理行為

2 本取扱いの適用について

本取扱いは工事等の行為が平成27年10月15日以降に着工されるものを対象とし、それ以前若しくは現在許可(届出)している工事については、従来どおりの取り扱いとします。

3 留意事項（工作物の維持補修等の工事により必要な他の事務手続）

（1）道路の目的外使用許可

電線、電柱、埋設管線類等の維持補修工事等で、道路を使用する場合は行政財産目的外使用許可申請書を提出し許可を受けてください。

ただし、使用期間が1日に満たない短期間で、かつ第三者の利用を妨げないと認められる場合は道路一時使用届を提出してください。また道路の安全対策図（誘導員の配置、道路の規制・通行幅、夜間安全対策、注意看板の設置等がわかるもの）も添付してください。

（2）占使用許可範囲を超えて占使用を行う場合

占使用許可範囲を超えて占使用を行う場合は施設用地使用許可申請書、水域占用許可申請書及び海岸保全区域占用許可申請書を提出し許可を受けてください。

（3）港内作業許可

水域で船舶作業、潜水作業を行う場合港内作業許可申請書を提出し許可を受けてください。

ただし、水域占用許可を受けている範囲内での工作物の維持補修で船舶作業、潜水作業を行う場合は、従来どおりの水域工作物作業届を提出することにより、港内作業許可申請に代えることができます。

（4）火気使用許可

管理組合が管理する港湾施設で火気を使用する場合は、火気使用許可申請書を提出し許可を受けてください。

【添付資料】

- ・事務手続のフローチャート
- ・各種申請様式

事務担当	経営企画部港営課管理担当 田中（TEL：059-366-7013）
------	--------------------------------------